

<論 説>寄 稿

# 大都市圏近接山村の集団的所有林野の管理について —岐阜県旧上石津町における財産区を中心に—

中 川 秀 一

Governing the Common Forest Resources near the Metropolitan Region, JAPAN  
—Case Study of Zaisanku, in the West region of Gifu Prefecture—

NAKAGAWA Shuichi

## 要 旨

大都市圏近接地域の山村では、高度経済成長期以降の工業化、宅地化、観光化の影響による変化が指摘されてきた。本稿は、財産区における林野管理の側面から1990年ごろまでの山村の変化を考察した。対象地域では明治以降の町村合併の過程においても村落を単位とした林野管理が財産区の下で存続してきたが、薪炭生産の拡大によって、個人所有への過渡的形態である割山、永代割への変化が進展しており、燃料転換にともなう薪炭生産衰退による林野利用低下のために年割山も実質的に永代割となるなど割替慣行は遵守されなくなっていた。慣行的な林野管理作業は次第に区費による森林組合への委託となった。その主な原因は林業従事者の通勤労働への転化であったが、ゴルフ場などへの林野転用、売却・賃貸による資金が作業委託を促がす要因となっていたと考えられる。一部に利用権の換金化がなされると林野の共有意識の薄れが表面化し、林野慣行は崩壊しつつあることが露見した。当時の町の指導によって林野所有権の外部移転は表面化しなかったが、国土周辺では構造改革当初から地域資源管理機能が脆弱化していた。

## I はじめに

山間集落の「限界化」が指摘されたのは1992年のことであった（大野1992）。それより先に藤田（1986）は、日本の山村がやがて「社会的空白地域」と化することを予測し、警鐘を鳴らしていた。それは山村の人口減少や無住化は国土保全問題に結びつく問題であることを指摘したものであり、大野に先駆けた指摘であった。

こうした問題の核心にあるのは森林管理問題である。山村住民は農業経営とともに森林を管理・

経営することで生計を成り立たせていた。しかし、木材価格が下落し、山間地域農業が淘汰されると、森林と農地に根差した山村生活の基盤が損なわれた。戦後の再造林、拡大造林政策によって、日本の森林の人工林率は42%に及んでいるが、山元立木価格は林業好況時の約6分の1程度にまで低下し、山林所有者の経営意欲は減退してきた。

他方で、資源管理に関する国際的な潮流は、私的または公的所有制度の下での管理に対して、近代的な所有制にはなじみにくい、地域における慣行的な利用に基づく資源の占有によって資源がよりよく管理されることが注目されるようになってきた。こうしたコモンズ論と呼ばれる議論は、ギャレット・ハーディン（Hardin, Garrett 1968）の「共有地の悲劇」（The Tragedy of the Commons）に端を発し、2009年にノーベル経済学賞を受賞したオストロム（Elinor Ostrom）のコモンズの研究“Governing the Commons”（Ostrom, Elinor 1990）に代表されるような国際的な潮流を生み出してきた（全米研究評議会編2012など）。オストロムは、「共有地の悲劇」の反証を取りまとめ、共有資源がよりよく管理される条件を明らかにするための理論的、方法論的な枠組みを提示した。すなわち共有地では資源が枯渇するのが必然であり、国有や私有の方がよりよく管理されるというハーディンの議論に対し、共有地—コモンズの管理の有効性を論じたのである。日本国内でも、入会研究やエントロピー論、社会的共通資本などの独自の源泉をもつさまざまな学問領域の関心を集め、ひとつの学術的な議論のアリーナを形成するに至っており、今後もさらに展開する兆しを見せている（中川2023）。

本研究の目的は、近世の入会林野に起源を持ち、地域社会や地縁集団によって管理、経営されてきた部落有林野、財産区有林などの集団的所有林野—「共有林」<sup>1)</sup>について、その構造を分析し、現在の資源管理を成立させている条件について考察することにより、荒廃の進んでいる今日の日本の森林資源管理に関する政策形成に寄与することである。

日本の共有林は、明治以降、幾度となく政策的に解体されてきた。他方で、地方制度の整備を進める過程で、当時の部落有林を公有林に統合することで市町村の財政的基盤とすることを図る事業（部落有林野整理）によって、部落有林に起源をもつ林野を市町村財産として所有・管理することが広くみられた。こうした公有林は、その後も繰り返された市町村合併の過程で新たな市町村の公有林となる場合もあったが、多様な登記形態を派生させつつ、旧来からの慣行に基づく保有と利用をともなう実質的な共有形態が持続した。

財産区制度は、こうした過程で生まれた制度のひとつであり、部落有財産を市町村長や市町村議会の「公法的規制に置くに至ったことは政府の政策がそれとして貫徹」したことを示したが、市町村よりも下位の大字、部落に「町村の一部としての部落財産について部落の権利主体を承認し、且つ部落がその固有の管理機関を持ち、市町村の介入を排除して部落財産を管理することができる」（渡辺1974、13頁）とした。第二次世界大戦後にも町村の合併を促進するために（町村合併促進法、昭和28年）政府は地方自治法を根拠法として財産区に特別地方自治体としての位置づけを新たに与えた。さらに、昭和41年7月に施行された入会林野近代化法はその総仕上

げという意味を持っていたが、解体に抵抗した村落は法人格を持った生産森林組合、あるいは財産区を設立し、入会関係に基づく集団的林野所有は継続された（藤田・渋谷1981、中川1995）。「官」か「民」かという区分に「共」としての入会が対抗してきたという図式はまさにコモンズ論の命題にもみえるが、入会林野に関する「共」とみなされる主体形成は単純とはいえず、日本における資源管理の担い手足り得るか、あるいは将来の主体形成へと持続し得るかは、今日の日本の森林をめぐる状況を踏まえて考察する必要がある。

現代の日本の森林資源の管理問題は、経済と環境のふたつの「グローバル化」と市場と地域のふたつの「限界状況」の枠組みから多様な要因を整理して考慮することができる（中川2012）。とりわけ重要なのは、資源問題が従来取り上げてきた過剰利用問題ではなく、過少利用問題として持続的な資源管理をいかに実現していくかという課題である。ただし、こうした状況の中で農山村に対する関心や期待が高まる傾向もみられ、困難な状況に対峙する動向を農山村のコモン化として位置付け、方向づけ、政策に反映させることも考えられる（中川2021）。

国土庁計画・調整局編（1990）では、従来の山村地域における生産活動、伝統的な資源利用慣行と公的規制の組み合わせによって維持されてきた資源管理システムが、山村地域の都市化、過疎化、農林業の不振等によって崩壊したとし、新たな受益者負担原則による管理システムの構築を目標としていた。森林環境税などの施策はこれらの今日的到達点といえるが、それだけに農山村側の管理主体のあり方についての議論がさらに重要になっている。

農山村を含む地方制度改革は、行政サービスの供給や財政をめぐる効率化を住民の生活行動の広域化を根拠として推進する傾向にある。しかし、地域資源管理に関する議論は、コモンズ論にみられるように小規模な地域単位での管理・利用を図る国際的潮流にある。「小さな拠点」施策は地方創生策の中でもこうした議論と接点をもつものといえる。住民の行動範囲を基準として設定される集落圏や生活圏さらには従前のコミュニティ政策や地域自治区などの施策との連続性の中で地域自治がどう醸成されてきたかを検証し<sup>2)</sup>、市町村など基礎自治体とどんな関連性を持ってきたか、そうしたことを踏まえて地域資源管理にどのように結びつき得るかを検討することに意義がある。

言うまでもなく、山村における主要な土地利用形態であり資源でもある森林及び森林の評価・活用は、今後の山村の方向を考える上で極めて重要である。したがって、原野を含む林野管理の問題は、これまでの山村における営みの延長上に位置づけられる必要があり、林野の問題であると同時に山村の問題として捉えられなければならない。すなわち、山村の動向に即した林野管理の変化の過程を検討する必要がある。しかし、高度経済成長期以降、山村は多様化してきており、その動向は一様ではない。すなわち、高齢化－社会的空白地域化といった山村内部の問題が進行する一方で、レクリエーション空間としての整備や、水源・環境保全のための森林資源の管理といった都市側からの要請に対しても、山村は対応を迫られている。これらの前者の問題だけではなく、都市との関係による農山村の変化のプロセスに関する研究も重ねられ、入会林野に関する

先行研究も蓄積されてきた<sup>3)</sup>。そこで、本稿では、地理学を中心に検討されてきた山村の地域類型的把握の議論を参考にして<sup>4)</sup>、大都市圏近接山村における財産区を中心とする集団的所有林野管理の変化とその要因を事例に即して考察する。

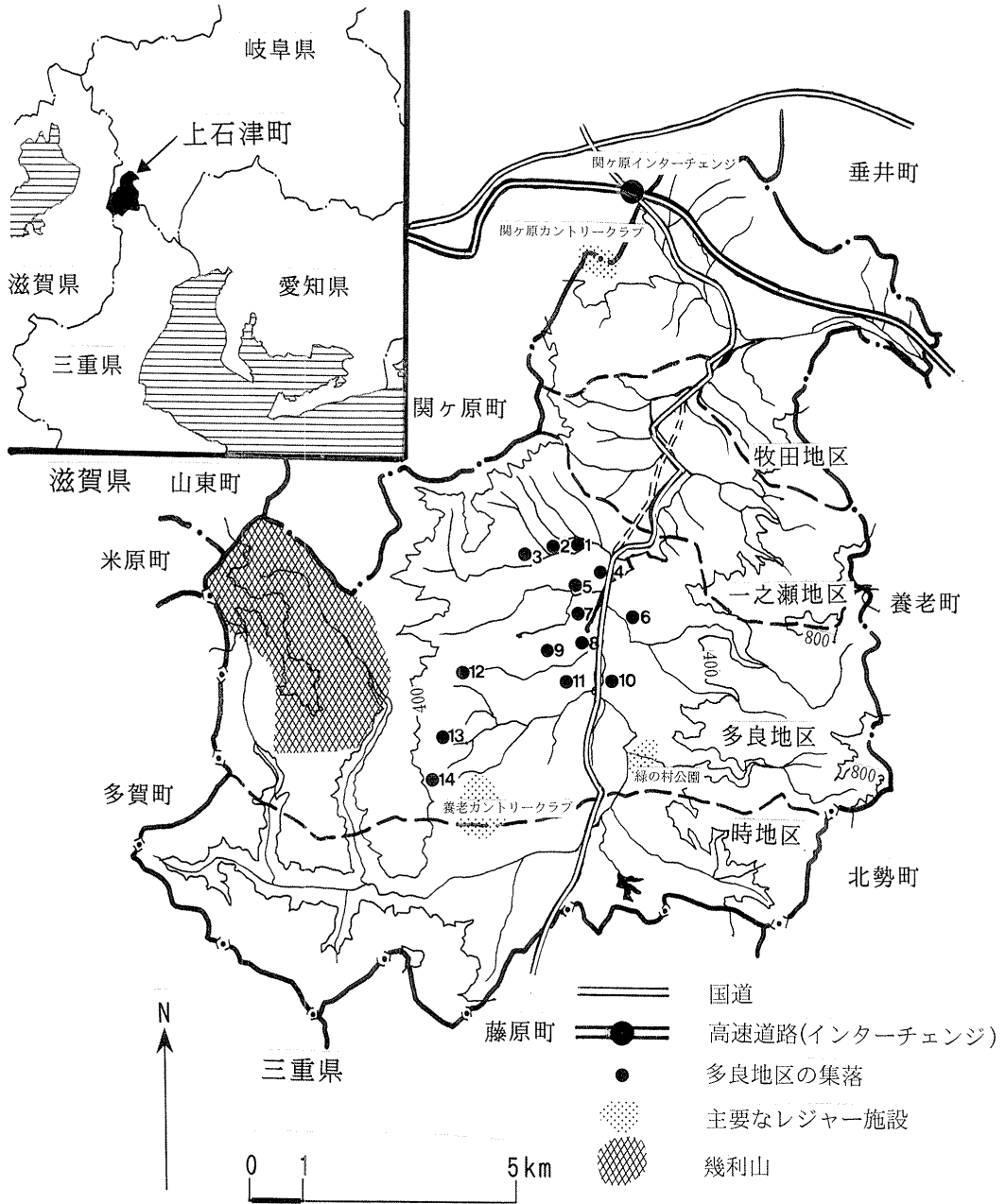
本稿では、大都市圏近接山村としての典型的な性格を有している一方で、財産区の存在など、伝統的林野管理とその変質を考察するのに恰好の条件を備えている岐阜県大垣市上石津地域自治区多良地区を事例地域として取り上げ（Ⅱ章）、高度経済成長期以前の林野管理の性格を明らかにするために、明治以降の伝統的な林野管理の変化過程を、財産区が所蔵する規約文書類を用いて明らかにする（Ⅲ章）。次に、現在の林野管理の状況を理解した上で、林野管理の変化を明らかにし、林野管理の変化の契機について、聞き取りおよび財産区長に対するアンケート調査から考察する（Ⅳ章）。なお、本稿の考察は、1990年前後に行なった現地調査に基づいている。最後に、本稿を要約しつつ結論を提示し、今後の課題についても触れておきたい（Ⅴ章）。

## Ⅱ. 対象地域の概要

対象地域である岐阜県大垣市上石津町地域自治区（以下、上石津町）は、岐阜県の西南端、中京大都市圏の外縁部に位置し、鈴鹿山系と養老山系に挟まれた河谷沿いに展開する山村<sup>5)</sup>であり、調査対象地区である多良地区はその中央部に位置している（第1図）。上石津町に隣接する関ヶ原町には、名神高速道路関ヶ原インター・チェンジ、JR関ヶ原駅があり、町北部から都市部への交通アクセスは比較的恵まれている。また、長く交通の難所であった町内の勝地峠にも、昭和59年には、国道365号線上石津第一トンネルが開通し、町中央部、南部とのアクセスも改善されてきた。

高度経済成長期以前の上石津町においては、木炭生産を主要な現金収入源とし、自給的な農業との組み合わせによって生活が営まれていたが<sup>6)</sup>、高度経済成長期以降、燃料転換による薪炭需要の低減によって、上石津町における木炭生産は急激に衰退していった。そのため、木炭生産に代わる現金収入源を獲得するための雇用機会創出策として、上石津町は岐阜県とともに農村工業導入計画を策定した。昭和47年の施行以来、工業導入促進地域を含む牧田、多良地区を中心に繊維、金属・機械、プラスチックなどの製造業工場が進出し、その多くは零細な規模ではあるものの、一定の雇用創出効果を上げてきた（第1表）。なお、高度経済成長期以降、近隣市町村における工業立地も顕著であり、町内住民の町外への通勤者数も増大し、就業構造は第二次産業中心へと大きく転換した（第2図）。

また、町内には主要なレジャー施設として、二つのゴルフ場のほか、町の設立した公社が運営するレジャー施設「緑の村」がある<sup>7)</sup>。二つのゴルフ場は、いずれも昭和50年頃に設置されたが、雇用機会の拡大に大きく寄与しているとは言い難い。「緑の村」は、大垣市との交流拠点施設として位置づけられ、住民を中心に組織されている小倉生産組合が、観光農園などの運営にあたっ



第1図 上石津町の概観 (1991年当時)

- 1 上鍛冶屋 2 谷畑 3 奥 4 下多良 5 祢宜上 6 上原 7 宮  
 8 松ノ木 (三ツ里) 9 喝瀬 (三ツ里) 10 前ヶ瀬 11 上多良 12 宮  
 須 (三ツ里) 13 朽谷・屋敷 (西山) 14 延坂 (西山)

ている。

こうして、戦前から減少し始め、高度経済成長期以降も減少を続けていた町の人口は、第二次産業を中心とする雇用機会の増大によって、調査時点では、安定もしくは微増の傾向にある（第2図）。上石津町は、大都市圏に近接する山村としての性格を有した典型的な地域といえる。

なお、上石津町における明治期以降の町村合併の過程は第3図に示したとおりである。

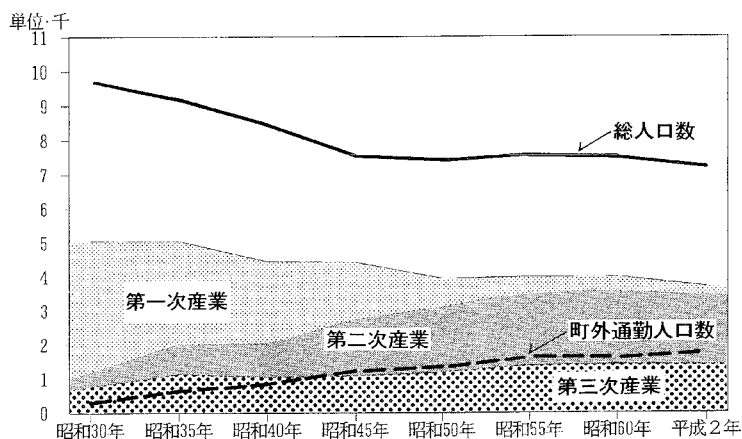
上石津町の森林構成を所有形態別にみたのが第2表である。個人有林が最も多く、全体の半数余りを占めている。しかし、次に多い記名共有、財産区有に慣行共有を加えると、森林全体の3割は慣行的所有形態の下にあることになる。また、森林開発公団林のほとんどが、財産区所有地上にあること、個人有林の中には、財産区所有地の分割地のものが含まれていることを考え併せれば、森林の多くは、慣行的管理、あるいは財産区の管轄の下にあると考えられる<sup>8)</sup>（第4図）。人工林の割合は、記名共有、慣行共有、財産区有林で低く、町全体の37%強を下回る。これは財産区の所有する林野において薪炭生産が行われてきたことを反映している。

本研究では、多良地区の財産区有地上の林野における、高度経済成長期以降平成のはじめ（1990

第1表 上石津町への製造業立地

地区	昭和29年以前	昭和30～39年	昭和40～49年	昭和50～59年	昭和60年以降
牧田	3	2	9	4	4
一之瀬	1	2	2	4	0
多良	5	2	14	18	6
時	0	7	5	8	5
計	9	13	30	34	15

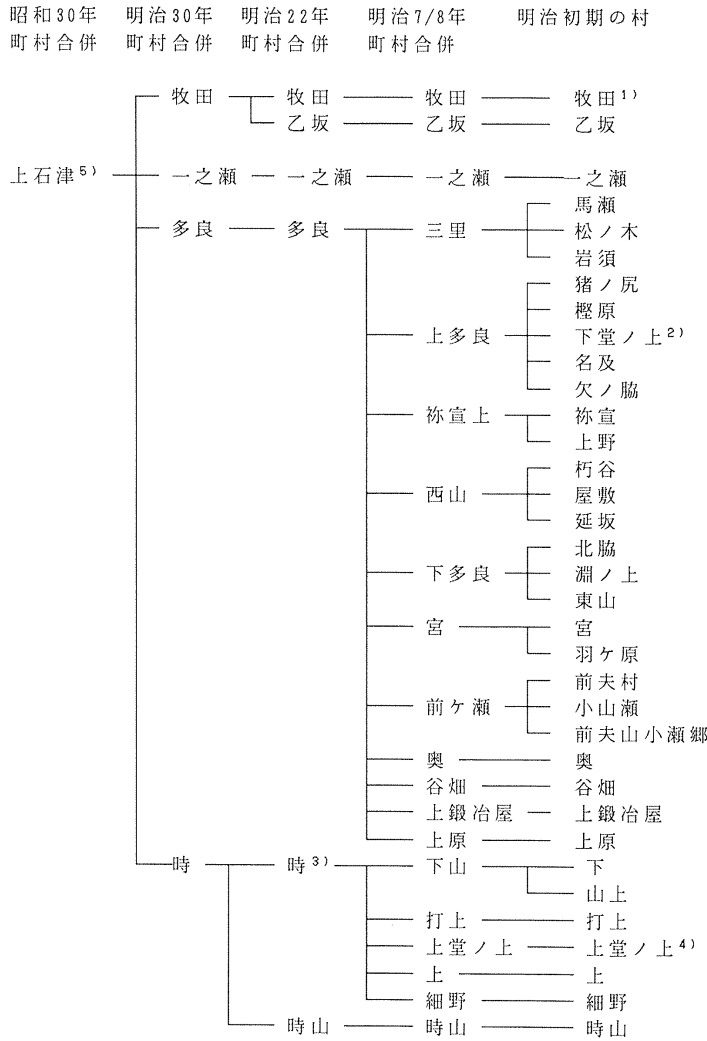
（平成元年事業所統計調査事業所名簿より作成）



第2図 上石津町の人口推移

（国勢調査より作成）昭和35年は通学者を含む。

年) ごろまでの林野管理の変化を分析する。財産区<sup>9)</sup>は、対象地域における林野管理慣行を考  
える上で最も重要な単位であり、それを採り上げることによって、高度経済成長期以降の変化が  
より明瞭に示されると考えられるからである。なかでも多良地区は、かつて薪炭材としての林野  
利用がとりわけ盛んであったことに加えて、財産区がほぼ伝統的な村落<sup>10)</sup>に対応するように小



第3図 上石津町の町村合併の過程

(『岐阜県町村合併史』より作成)

- 1) 牧田村には、桜井、沢田の両集落(現在は養老町)が含まれていたが、明治30年に分離。
- 2) 下堂ノ上村は、明治7年9月に、堂ノ上村から、上堂ノ上村と分離独立。
- 3) 明治22年合併当時は、冠村と称し、明治24年に改称、時村になる。
- 4) 上堂ノ上村は、明治7年9月に、堂ノ上村から、下堂ノ上村と分離独立。
- 5) 昭和44年に町制が施かれ、上石津町となった。表中の他はすべて村。  
また、平成18年には大垣市と合併し、上石津地域自治区となった。

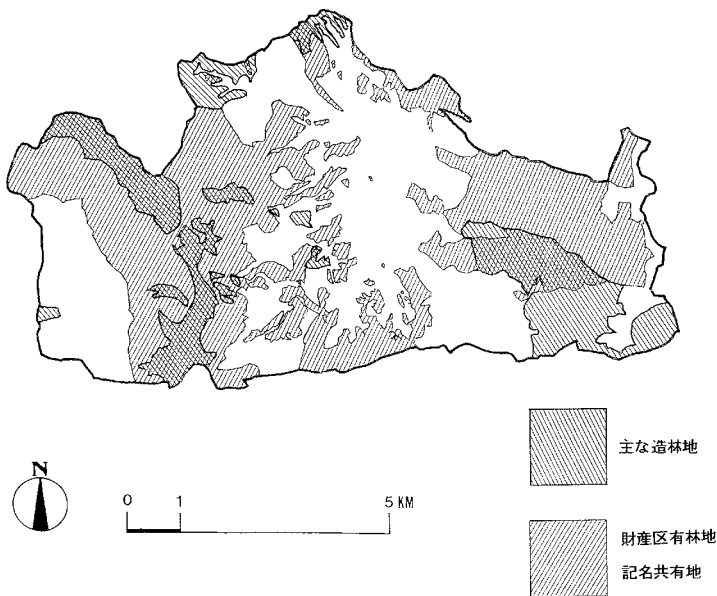
規模に設定されているため、林野管理慣行の存続や変遷を把握し易く、本研究の目的に適していると考えられる（第5図）。

第2表 上石津町の森林構成

単位：ha

所有形態	人工林	天然林	全体	構成比	人工林率
個人有	1,943.49	3,686.00	5,629.49	54.1%	34.5%
会社有	30.43	103.80	134.23	1.3%	22.7%
寺有	20.47	60.52	80.99	0.8%	25.3%
神社有	20.71	51.57	72.28	0.7%	28.7%
記名共有	400.20	1,406.96	1,807.16	17.4%	22.1%
慣行共有	82.89	163.40	246.29	2.4%	33.7%
財産区有	119.22	886.83	1,006.05	9.7%	11.9%
市町村有	287.65	28.28	315.93	3.0%	91.0%
県林業公社	297.86	2.82	300.68	2.9%	99.1%
森林開発公団	504.39	14.05	518.44	5.0%	97.3%
県行造林	140.38	36.81	177.19	1.7%	79.2%
県有	1.10	82.24	83.34	0.8%	1.3%
その他団体有	15.69	22.10	37.79	0.4%	41.5%
その他	1.85	1.58	3.43	0.0%	53.9%
合計	3,866.33	6,546.96	10,413.29	100.0%	37.1%
(内不在者有)	1,080.47	555.81	1,636.28	15.7%	66.0%

(森林資源構成表より作成)



第4図 多良地区における主な造林地と財産区有林

(平成3年度土地台帳、森林簿及び役場資料等より作成)



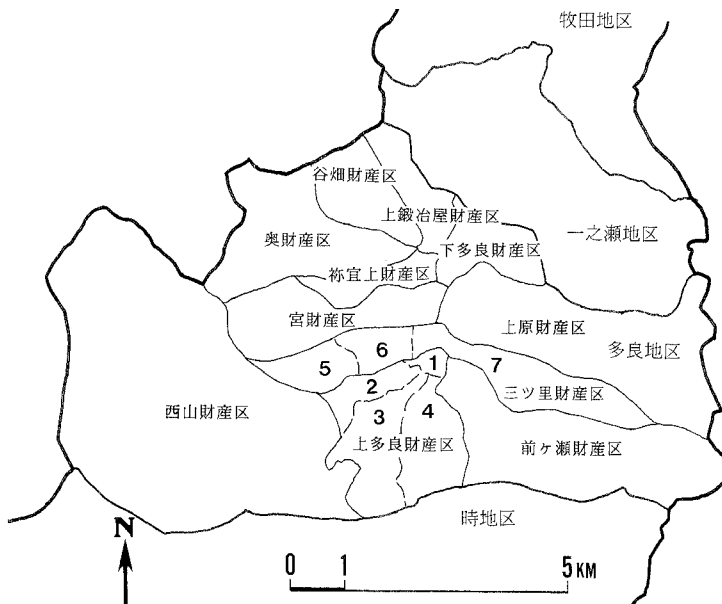
### Ⅲ. 林野管理の変遷

#### 1) 共有林野の展開

上石津町における農民による林野の占有は、中世末期の村単位での領主林内での入会採草地としての利用が最初であると考えられている<sup>11)</sup>。これらの入会地は、近世を通じて、次第に村持林野の性格を強めていくのであるが<sup>12)</sup>、領主支配者の規制を受ける側面を強く持っていた。そのため、北部の牧田・一之瀬地区では、近世期の徳川家による山林保護政策の規制によって、薪炭生産の発展は阻害された<sup>13)</sup>。これに対し、中・南部の多良・時地区は、高木家等徳川家以外の所領であったため、こうした規制がほとんどなく<sup>14)</sup>、後に薪炭生産を発展させる基盤が近世を通じて形成された<sup>15)</sup>。しかし、実際に商品としての薪炭生産が盛んになるのは明治18年前後であったと考えられる<sup>16)</sup>。それ以前はむしろ農用採草地としての林野利用が重要であった。

明治45年に、多良地区内の旧上多良村、旧西山村で「多良木炭製造組合」が組織された。当時多良地区における木炭生産の8割は黒炭であり、旧西山村、旧上多良村はその主要な産地であったが、組合発足当時の組合員数は20余名にすぎなかった<sup>17)</sup>。当組合は後に「多良木炭業組合」として多良地区全体の組織となり、組合員数は400名以上に及んだ<sup>18)</sup>。

多良地区の入会地は、明治初期の地租改正・林野の官民有区分の過程でも、村持あるいは記名



第5図 多良地区における財産区の範囲

財産区の範囲と異なる広報会名

1 井ノ尻 2 檜原 3 堂ノ上 4 南部 5 岩須 6 馬瀬 7 松ノ木

共有地として存続した<sup>19)</sup>。この時、旧奥他4ヶ村（奥、三ツ里、宮、上多良、西山）が、高木家の所領であった幾利山を買い請けたことは、木炭生産の場となる共有林の規模の差を生み出した点で重要だった<sup>20)</sup>。また、明治末年以降の部落有林整理も、多良地区では目立った影響がみられず、町村合併による林野の統合も少なかったため、多良地区における林野の共有（一村総持）形態は、一部の記名共有地の個人分割を除けば、明治期を通じてほぼ存続したと考えられる<sup>21)</sup>

さらに、昭和31年の町村合併の際に財産区が設立された時にも、他地区ではそれ以前の行政村が財産区の単位となったのに対し、多良地区では、ほぼ村落に該当する単位で財産区が設立されたため、実質的に村落単位での林野所有が現在まで存続してきている<sup>22)</sup>（第3表、第6図）。しかし、その林野管理の内容、規制は変化してきた。次節では、村落規制の変化に着目しながら、明治後半から昭和20年代にかけての村落の林野管理機能の性格について考察する。

## 2) 林野管理の変遷

村落の林野管理に関わる慣行としてまず挙げられるのは、共有林野の利用権の制限である。利用権は基本的に部落総会の決議によって与えられるが、その範囲と条件は村落によって異なり、また変化している。ここでは、多良地区の中でも資料の豊富な旧祢宜上村を中心に林野利用権制限の推移を考察する。

旧祢宜上村で林野利用権の制限が最初に明確にされるのは、明治40年の「祢宜上区有田畑共有私有山林取締規約」においてである。この規約は、旧祢宜上共有地における利用慣行をはじめて成文化したものであり、「習慣的弊害ヲ矯正」することを目的として定められた。利用権者は、明治14年以前に祢宜上村に本籍があり、その後のいわゆるムラの付き合いをしてきた者である。また分家は、10円を村落に納めることによって権利を得ることができるが、転入者には権利は

第3表 財産区別所有林野面積

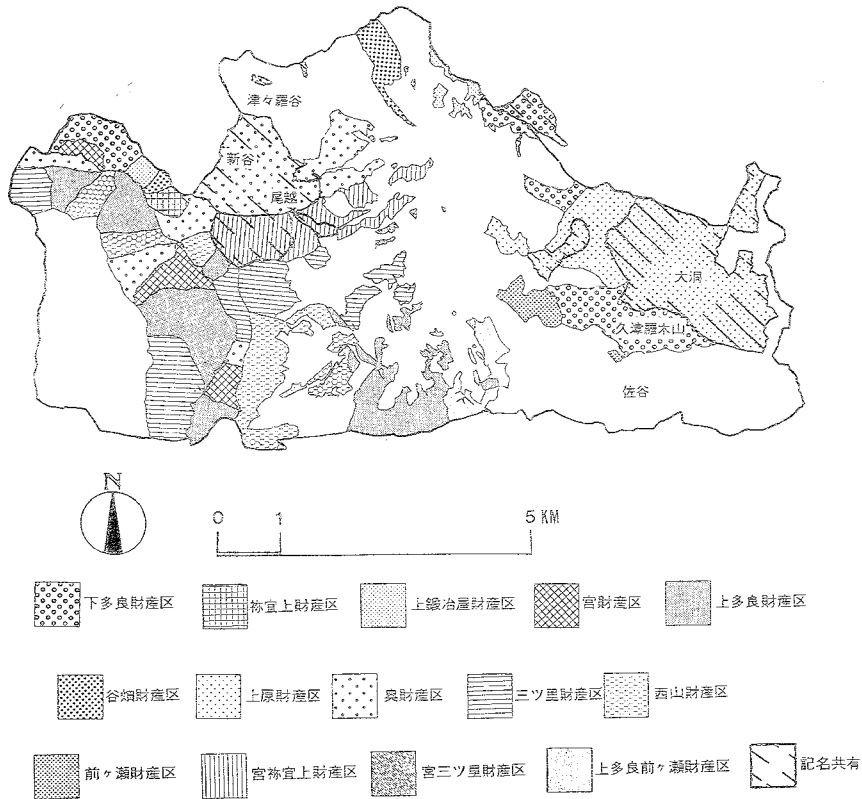
地区	財産区	財産区有林面積 (ha)		幾利山 維持	明治14年村持山*			記名共有地	備考	入会財産区		面積 (ha)		明治14年入会山		
		幾利山	維持		を 除く 面積	町	反			敷	歩	町	反	敷	歩	
多良	下多良財産区	115.07	44.13		70.94	3	6	8	25	29	1	4	12			
	上総治屋財産区	89.32	33.18		56.13	42										
	谷畑財産区	32.51	14.87	23.64	0.00	13	3	8	10							
	奥財産区	204.52	136.75		67.77	69	1	7	9	55	1	1	5			
	祢宜上財産区	25.17	25.09		0.08	34	2	2	2							
	宮財産区	144.29	144.11		0.18	26	7	7								
	三ツ里財産区	384.12	276.94		107.18	141	4	2	5							
	上原財産区	323.53	0		323.53	1224	1	0	20							
	上多良財産区	441.23	361.07	28.44	51.72	53	2									
	前ヶ瀬財産区	1.69	0		1.69	記載なし										
良	(前ヶ瀬東組)	31.41	0	31.41	0.00											
	西山財産区	194.87	143.92	9.29	43.89	40	5	8	27							
	山財産区	1895.66	1380.07	82.69	722.91	1648	5	5	8							
	牧田	1256.35	0	0.45												
	一之瀬	835.21	0	2.77												
	時	308.07	0													
計	144財産区	4296.30	1180.07	95.919												

(土地台帳及び『明治14年上石津郡略史』より作成)

林野面積は、山林、保安林、原野を合わせた数値。

\*明治14年村持山には幾利山は含まれない。

\*\*久津羅木山が下多良に編入された経緯は詳らかではないが、前ヶ瀬からのきた嫁の嫁入り道具だったという言伝えがある（下多良財産区中谷逸次氏談）。



第6図 多良地区における財産区有林の位置

(平成3年度土地台帳、森林簿及び聞き取りにより作成)

「財産区」のほか、「一村総持」、「組」所有の山林、保安林、原野を含む。

分与されない。

ところが大正11年4月には、部落総会の協議によって帰村者に権利を与えること、分家後の離村者もムラの付き合いを継続すれば権利が分与されることとなり、さらに同年12月には、ムラの付き合いをする者に対しては、50円の加入金で転入者にも部落有地を分与することが定められた。すなわち、利用権の枠はまず血縁によって、さらには地縁によって拡大された。事実、昭和9年、昭和14年、昭和15年の文書にも分家に対する利用権分与の記録が残されている。その後、昭和5年「祢宜上部落有林分与法」では、再び入寄留者には分与しないこととなっているが、規約で禁止された入寄留者も、昭和9年に幾利山の利用権に限りて金8円で分与され、昭和19年には完全に一戸分の権利が与えられているなど、実際には権利を得ており、昭和10年代末には少なくともムラの付き合いをすることによって林野利用権は分与されるようになったと考えられる。

このように利用権の制限は変更を重ねつつ、全般的傾向としては、制限が緩められる方向で推移していた。こうした傾向は、他の村落でも共通していた。村落は、これらの権利の制限を変化させることで、林野の利用者数を一定に保ち、共同での管理作業の労働力を確保していたのである。

共有林野の利用権は、廃絶家や転出者がでた場合には、一般に村落に返還された。その際の廃絶家・転出者に対する村落の対応は、立木の伐採期間を猶予したり立木代金を村落が支払うなど、地上の立木に関しては村落がなんらかの補償をし、利用権は無償で村落に戻された。

また、共有林野の利用権を売買、質入抵当とすることは、基本的に禁じられていた。前述の旧下多良村の明治40年の規約には、村落の代表者による審査の後、総会の決議を経て、村落の住民に対するものに限って質入売却が認められると定められていた。しかし、大正11年にはこれも全面禁止された。旧奥村の規約には、私有林の村落外部への売却規制も明記されている（明治40年「大字奥申合規定」）。

以上のように、林野に対する「村落の土地管理機能」によって林野利用は規制されていたといえる<sup>23)</sup>。しかし、このような村落の規制も時代とともに弱まり、個人の権限が次第に拡大する傾向にあった。

共有林における林野利用の個人的権限の拡大は、「割山」として表面化する<sup>24)</sup>。割山とは、共有林を分割し、村落がその排他的利用権を一定期間だけ個人に割り当てるものである。この地域では、旧上多良村で明治14年に行われた割山が最初であった（明治44年の規約文書に記載のある30年割山）。しかし、割山が多良地区全体で広く行われるようになるのは、旧祢宜上村の明治40年規約の30年割山や、旧下多良村の約定書中の加瀬尾山の明治30年代における割山など、明治後期以降であった。

割山から徴収される林野使用料が村落財源となる場合もあったが<sup>25)</sup>、割山本来の目的はおもに林野利用の進展・立木保護にあったと思われる。例えば、旧祢宜上村の農業取締申合規約第四条（明治36年）には「立木保護ノタメ」割山を行い、「薪木用等ニハ手入間伐」することが明記されている。また、割山での立木伐採の際には、総会で村落の同意を得ることが必要であり、伐木の販売範囲が村落内に限定されるなど、利用上の規制はまだ強かった<sup>26)</sup>。

さらに、村落の範域に居住し続ける限り、分割された林野の占有を認める永代割によって、共有林における個人の権限はいっそう強化された。旧奥村では、明治40年と昭和4年に永代割が実施された。その後、旧下多良村では昭和24年にすべての共有林が永代割され、旧上多良村では、昭和34年に部分的に分割された。このように永代割の実施時期は様々であるが、それが実施された背景には、立木に対する積極的評価が共通して認められる。すなわち、旧奥村の場合、立木価値の上昇と立木販売の自由化を背景にしており、旧上多良村の場合は、造林にともなって実施された。また、旧上多良村の規約には、「萬一後日個人登記となる場合には現在の割を以て登記するものとす」という規定があり、永代割化は権利者にとって個人登記への期待を含むものであ

たと見なすことができる。

しかし、先にみた廃家、転出者の利用部分を含め、財産区が直轄する部分も常に存在しており、住民が共同で行う管理作業は、主にこの直轄利用地におけるものであった。管理作業の内容は、植林、下草刈、枝打ち、林道修繕などであり、春秋の道作りを含め、年に7日程度行われる場合が多かったようである。また、それらはムラのつきあいの一部として行われており、万一欠席する場合には出不足金を支払わねばならず<sup>27)</sup>、権利のない家も出席する必要があった。

以上のように、高度経済成長期以前の対象地域においては、林野の所有・利用に関して、村落をその範囲とする規制が強くみられたのである。しかし、利用に関する規制は、粗放的な利用が植林などによって変化するのにもない、個人の権限が強まる傾向をみせていた。特に、年期割山の永代割への変化は、個人登記への過渡的状态と位置づけられ、利用の分割が分割所有へと向かう質的变化であったことを意味している<sup>28)</sup>。

#### IV. 高度経済成長期以降の林野管理の変化

高度経済成長期における薪炭需要の激減は、対象地域における林野利用を衰退させたのみではなく、住民の就業状態や、村落の林野管理規制にも影響を与えた。本章では、まず、財産区の運営・林野管理の状況を明らかにし、次に変化の顕著な上多良財産区の事例を中心に、林野管理の変化の要因について考察したい。

##### 1) 現在(1991年時点)の財産区

昭和31年に町条例によって財産区制度が施行され、財産区が林野の管理を行うこととなった。制度上の財産区と村落との違いは、まず財産区議会という組織が設置された点である。財産区議会議員は財産区全体での選挙によって選ばれ、選挙人名簿に記載された者によって投票が行われることとなっている<sup>29)</sup>。また制度上の財産区の機能は、旧部落の財産管理を行うことであり、包括的な機能を持っていた村落の機能の一部を担うに過ぎない<sup>30)</sup>。

しかし、実際には、かつての村落が果たしていた集落運営機能のいくつかは、現在では財産区が果たしている。組織の面でいえば、財産区会議員の選挙単位は財産区全体で行われることと規定されているが、実際には、慣習にしたがって財産区内の区域(組または班)ごとに行われる場合が半数近くを占め、投票も世帯主(または林野利用権者)が行っている(第4表)。また、一例を除いて財産区議会議員は広報会の役員を兼ねており、財産区会議員は区行政一般にも係わっている(第4表)。さらに、住民に一律に課せられる財産区費を運営資金とし、広報会活動への資金供与を行っている財産区も半数近くに達する(第4表)。平成元年度の上多良財産区の支出内訳をみていくと、老人クラブ、球技大会、消防関係、子供会、神社の落成祝いなどの集落行事に90万円ほどの支出がある(第5表)。このように、財産区は集落運営の上でも重要な役割を果たしている<sup>31)</sup>。

第4表 財産区の運営状況

財産区名	財産区の世帯権利		権利入手1)		議員の選挙方法		広報会との関係2)		財産区3) 支出内容
	総数	権利者	分家	転入者	選挙単位	有権者	範囲	役員	
下多良	78	75	②③	②③	区全体	全世帯主	○	○	①②③④
上鍛冶屋	50	50	②	②	区全体	全世帯主	○	○	①②③④
谷畑	24	24	②	②	地区毎	全世帯主	○	○	③
三ツ里	82	80	③	⑤	地区毎	全世帯主	○	○	③
奥	35	35	④	②	区全体	入会権者	○	○	②③
西山	48	47	②	⑤	地区毎	入会権者	○	○	①③④
上多良	114	109	②	②③	地区毎	全世帯主	×	×	①②③④
前ヶ瀬**	23	23	⑤	①	地区毎	全世帯主	×	○	-
上原	75	70	①	①	区全体	全世帯主	○	○	-
宮	56	54	②	②	区全体	全世帯主	×	○	③
祢宜上	43	42	②	②	区全体	全世帯主	○	○	①

(アンケート調査より作成)

- 1) ①まったく加入できない  
 ②一定期間の集落の付き合いが必要  
 ③加入金が必要  
 ④その他の加入条件あり  
 ⑤条件はない(希望があれば加入可能)

- 2) ○一致  
 ×不一致

- 3) ①広報会活動  
 ②林野の維持管理  
 ③税金公課  
 ④その他

\*\*前ヶ瀬財産区については、西組と東組で運営が分かれており、これは西組での回答、

第5表 上多良財産区決算(平成元年度)

	項目	細目	金額(円)
収 入	前年度繰越		258,940
	財産運用収入	上多良財産区開発関係より	1,000,000
		緑の村貸料(上多良分)	645,384
		電柱敷地料	13,630
		利息	4,419
	交付金	交付金等	14,000
その他	おさい銭	936	
計		1,937,309	
支 出	財産区関係支出	区会議費	51,800
		役員報酬	220,000
		財産区基金積立金	208,421
		雑費	2,481
	集落活動への支出	老人クラブ助成	50,000
		体育推進委員助成	20,000
		婦人消防助成	50,000
		上多良子供会助成等	55,630
		体育推進多良地区球技大会助成	30,000
		自衛消防研修助成金	20,000
		自衛消防忘年会助成	20,000
		地蔵盆経費	11,000
		日吉神社社務所落成祝	131,000
		火葬場維持管理費	1,133
		火葬場工事費	192,200
	町行事等	もんでこ夏まつり花火代	30,000
		駅伝マラソン大会助成	50,000
		元日マラソンカラオケ大会助成	50,000
		つなひき大会助成	50,000
	本部消防関係	自衛及び本部消防助成	130,000
本部消防入賞祝		20,000	
本部消防ホース代		60,000	
町一般会計へ	幾利山繰入金(町一般会計へ)	41,360	
	一般寄付金(町一般会計へ)	24,000	
計		1,519,025	
収支		418,284	

上多良財産区平成元年度決算  
 (上石津町役場資料及び聞き取りによって作成)

財産区財産の基盤である林野は、林産物を生み出す場としてはほとんど利用されていないにもかかわらず<sup>32)</sup>、森林資源の維持管理のために、役員による財産区有林の見回りや住民による共同管理作業（下草刈、枝打ちなど）は現在でも行われており、財産区の林野管理機能は存続している。ただし、住民の共同作業は、林業技術を必要とする植林作業などから次第に森林組合に委託される傾向にある（第6表）。

一方、個人有林も含めた林野に対する村落規制を明文化したものは、現在では存在していない。各財産区長に対するアンケート調査によれば、転出者の所有していた林野の維持管理は、概ね同じ大字内の親戚が家屋、耕地の管理とともに行っているが、このことは村落の林野管理規制の反映であるとはいえない。ただし、旧奥村においては、転出者所有の林野が奥財産区により共同で管理されてきており、伝統的な村落の林野管理規制が個人有林に対しても存続している<sup>33)</sup>。

このように、従来、村落によって管理されてきた林野は、現在では財産区が管理しており、基本的にかつての村落の慣習にしたがって運営されている。しかし、財産区の林野の維持管理作業が森林組合に委託されるようになったこともあり、林野は財産区にとって収入をもたらすものというよりは、むしろ支出の対象となっている。また、個人の所有する林野に対する村落規制は、家屋や耕地の場合とほとんど変わらず、一般には明確な形では存在していない。

## 2) 林野管理の変化の契機

こうした、高度経済成長期以降の林野管理の変容は、①薪炭需要の減少－薪炭生産の衰退、②水源涵養機能の要請－造林の進展、③レクリエーション需要の増大－ゴルフ場の造成といった都市側の需要変化への財産区の対応の表れであった。

ほとんどの集落で7～8割の世帯が木炭生産を営んでいた対象地域において、高度経済成長期における木炭需要の減少は、非常に大きなインパクトであったと思われる。その一つとして、財産区の林野の中では、最も利用が進んでいた割山における影響が挙げられる。例えば、上多良財産区においては、従来、割山の耕地と接続する箇所は、概ね「草場」とされ、耕地から幅3間は

第6表 財産区における林野管理作業の実施状況

財産区名	森林組合へ委託	住民が共同作業によって行う管理		転出者の土地の管理*		
		以前行われていたもの	宅地	耕地	林野	
下多良	委託することあり	下草刈、枝打ち	林道修復	②③	②③	②③
上鍛冶屋	委託しない	下草刈、枝打ち、林道修復、そのほか		②	②	②
谷畑	委託しない	行われていない	下草刈、枝打ち、林道修復	④	④	④
三ツ里	すべて委託する	行われていない	下草刈	③	③	③
奥	植林のみ委託	下草刈、枝打ち、林道修復		②	②	①
西山	植林のみ委託	林道修復	下草刈、枝打ち	②	②	②
上多良	すべて委託する	行われていない	下草刈、枝打ち、林道修復	—	—	—
前ヶ瀬**	委託することあり	下草刈、枝打ち、林道修復		②	—	②
上原	委託しない	下草刈、枝打ち、林道修復		②	②	②
宮	委託することあり	下草刈、枝打ち、林道修復		—	—	—
弥宜上	委託することあり	下草刈、枝打ち、林道修復		④	④	④

(アンケート調査より作成)

\*①集落で維持管理

②集落内の血縁者が管理

③集落外の血縁者が管理

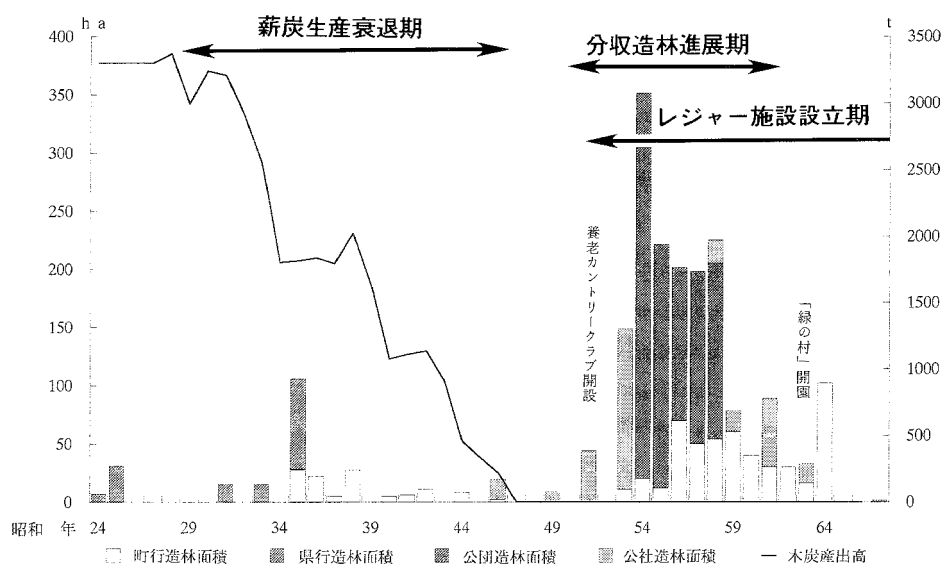
④集落外の非血縁者が管理

\*\*第4表に同じ。

耕地に、5間は割山に属するものとし、その8間の間には「漫りニ樹木ヲ生立セシムルコトヲ禁ズ」(明治44年上多良山森林分割規定昭和16年改正)とされ、割替毎に皆伐することが定められていたが、昭和45年の規約改正では、割替期限満了時に割山が皆伐されない場合「下の地所 田の耕作者が伐採しても異議なきこと」(昭和45年上多良総会における規約改正)とされ、耕作者の権限が強められた。割替期限までに皆伐がなされなくなり、耕作への影響が問題となってきたためである。これは、薪炭生産の衰退による林野利用の低下の影響である。また、割替期限を過ぎても割替が行われなくなり、事実上の永代割の進行がいくつかの財産区で起きている。

こうした薪炭生産の衰退に対して、林業構造改善事業による植林が進められた(第7図)。このような事業が可能になった背景の一つとしては、当地域の林野が、大都市圏を流れる揖斐川の支流域に位置し、水源涵養の機能を期待されていた点が挙げられる。当初は各財産区において住民の共同による植林が行われる場合もあったが、昭和50年代はじめには町の森林組合に林業労務班が組織され、当時、特に著しく展開していた、森林開発公団、県林業公社による拡大造林に寄与した。しかし、林業技術者の高齢化によって昭和58年に労務班が解散し、以後、植林作業は主として町の北方約20kmに位置する春日村森林組合の技術者に委託されるようになった<sup>34)</sup>。

財産区における林野管理作業の委託の大きな要因である林業技術者の不在は、若者を中心とする第二次産業への就業、町外への通勤によってもたらされたと考えられる(第1表、第2図)。通勤兼業化の進展と関連して、共同作業の日数は林野管理作業の委託を行っている財産区を中心に著しく減少しており、春秋2回に分けて行われるのが一般的であったのが、夏の盆にのみ行われるようになった。



第7図 戦後の林野利用の変化  
(岐阜県統計書及び岐阜県林業統計書より作成)



また、レクリエーション用地の需要増大も、当地域の林野管理に様々な影響を与えている。ゴルフ場やレジャー施設への林野転用のため、共有林の売却・賃貸利用が行われた財産区では林野の維持管理作業の委託費用が、林野の売却益、賃貸費用によって賄われ、林野の管理作業は森林組合に委託される傾向が強い。例えば、上多良財産区の場合、区費は徴収されておらず、林野の維持管理費用を含む財産区の運営資金が、すべてゴルフ場・レジャー施設（緑の村公園）への賃貸料によって賄われており、森林の管理作業は全面的に委託されている（第5表、第6表）。

なお、ゴルフ場用地への転用は、現在では土地賃貸の方法で行われるようになってきている。以前、西山財産区の所有する林地に養老カントリークラブが造成された際には土地売却の方法が取られ、現在の当財産区の収入のほとんどは当時の売却益の利息によっている。しかし、上多良財産区（前ヶ瀬財産区との入会地を含む）においては、賃貸という方法が採られた。これは、ゴルフ場への土地売却を行わないようにと町から要請があったためである。同様の要請は、牧田地区の牧田財産区にも行われ、さらに調査当時（平成3年12月）、ゴルフ場開発の交渉が進められていた奥財産区においても、賃貸の方法が想定されている。

奥財産区の場合は、ゴルフ場造成予定地の一部に、割山が入っていたため、昭和64年には、その部分の立木補償等が行われた<sup>35)</sup>。その際、割山の利用権の補償方法が話し合われたが、①別の箇所の割山を充てる、②金銭によって支払う、という二つの方法の提示に対し、該当者全員が②を選んだ点が注目される。これは、林野利用に関する伝統的村落慣行がすでに住民の意識の中では有名無実化していたことを示している。すなわち、ゴルフ場の造成という外部からの動機づけによって、慣行に隠されていた利用権者の意識の変化が表面化したといえる。林野に関する村落の規制が最も強く存続してきたと考えられる奥財産区においてさえ、すでに割山の権利の維持よりも、金銭への交換を指向する傾向が認められたのである。事実上の永代割の進展がみられる他の財産区でも、林野転用の動機付けがないことを除けば、同様の状況にあると考えられ、実際に宮、祢宜上財産区においてはゴルフ場やレジャー施設への林野の転用・賃貸が見込まれている<sup>36)</sup>。

ただ、こうした住民の意識の変化が未だ林野所有権の移動となって表れないのは、奥財産区に典型的に見られるように林野所有権の流出を防ごうとする慣行が依然存続していることとともに、先に述べた町の役割も重要な要因となってきている。今後、財産区の林野への転用圧力がより広範に加わると、土地所有権の分散化を防ぐために、財産区有林の所有権処分に関する公的規制が強まることも予想される。

## V. おわりに

本稿では、町内外への通勤の増大など、住民の就業変化が農林業からの乖離として表れ、さらに、レジャー施設などへの転用が進展している大都市圏近接山村として上石津町の多良地区の財

産区有林野を採り上げ、林野管理の変化の過程を共有林野、特に財産区有林野を中心に論じてきた。

高度経済成長期以前、対象地域では、木炭生産が主要な生業であった。村落によって所有されていた林野は、木炭生産の場として地域の重要な経済基盤であり、木炭生産の発展は、林野に対する村落の規制を変化させてきた。その方向性は、割山—永代割というプロセスに示されるような、個人の利用権限の拡大であり、永代割は、個人登記への過渡的形態と位置づけられる。

ところが、高度経済成長期における燃料革命を契機に、薪炭生産が衰退すると、林野利用は一転して著しく低下した。その結果、林野利用に対する住民の関心が薄れ、年割山が割替されず、事実上の永代割が進行し、個人分割を行った箇所の林野管理が行われなくなっている。しかし、財産区が直轄管理している林野においては、伝統的慣行は、住民の共同作業と森林組合への委託の組み合わせへとかたちを変えて維持されており、林野管理の地域組織として財産区が機能し得ることを示している。ただし、林業技術者もほとんどなくなり、管理作業委託資金は住民から区費として徴収している状態で、今後、労働力、資金面の問題が克服できるかどうかは問題が残されている。

この点で、ゴルフ場やレジャー施設への林野の転用を行った財産区では、その収益を林野管理作業の委託費用に充てることで問題をひとまず克服している。しかし、このことは、住民の財産区の林野に対する意識を変化させ、林野利用権の保持の意義は住民にとって重要ではなくなっていることを表面化させた。

こうした住民意識の変化は、所有権移転に対する村落規制も、実態を失いつつあることを示している。レジャー施設などへの近年の林野転用が賃貸によって行われているのは、町が財産区に対して林地に関する権益の外部移転の自主規制を要請しているからである。したがって、今後、財産区有林が実質的な町有林となっていく方向も予想される<sup>37)</sup>。また、個人の維持管理に任せられる割山箇所の管理責任の所在が不明確で、調査当時すでに荒廃が目立つようになっていた。今日の森林管理法の制定とともに、過少利用の林野を自治体の管理下に置くことを肯定する論拠ともなりうる。

しかし、林野の公有化は、これまでの住民の営みを否定する危険性をも内包している。本研究の事例は、委託管理の財源があれば、住民による管理は存続することを示している。すなわち、林野の部分的転用（売却または賃貸）による収益をもとに作業の委託による林野管理が維持される可能性が残されている。むしろ必要なのは、例えば都市住民との交流が可能な都市近郊緑地空間としての再編という目標への過程として、林野の転用を計画的に位置づけていくことである。また、本研究でみたように、財産区が地域社会の運営上、重要な機能を果たしていることも無視できない。そのような認識に立ち、所有権分散規制の確認、住民による共同作業に基づく林野管理の持続、それを代替する林野管理の受託組織と存在とそのため負担を前提とすれば、地域組織である財産区を持続的な林野管理、さらにはこれからの地域運営の主体として位置付ける方向

が考慮され得るのではないだろうか。

本稿は、1991年調査時点での状況をもとに考察している。本稿をもとに現在の状況をさらに調査し、さらにコモンズ論からの財産区に関する成果（室田・三俣2004、泉など2011ほか）を踏まえて考察することによって有効な展望が得られるのではないかと考える。この点は機会をあらためて論じたい。

（なかがわ しゅういち・明治大学商学部教授）

**謝辞** 本稿は1992年1月に名古屋大学大学院文学研究科に提出した修士論文の一部を用いて加筆して作成したものです。西野寿章先生には、学会で本研究のもととなった発表をして以来、長きにわたってご指導や励ましをいただきてきました。ご退職に際しましてあらためてこれまでの学恩に深く感謝申し上げます。また、当時の上石津町の官公庁、財産区長ならびに快く調査に応じて下さいました地域のみなさま方に厚く御礼申し上げます。なお、本稿の作成には、日本学術振興会科学研究費補助金「集団的林野経営の地域的機能分析と地域振興政策への応用可能性に関する研究」（基盤研究（B）18H00775）を用いました。

#### 注

1) 本稿で用いる共有林あるいは共有林野は民法上の共有というよりも、入会林野や関連する財産区有林、記名共有等の登記形態であっても慣行的使用が認められているものを含めて「共有」の語を用いる。また特に立木だけではなく土地に関連して用いられる場合は「林野」とした。

2) 住民組織による地域共同管理の観点（中田実2020）やコミュニティ施策の検証（山崎編著2014）から連続的に捉える視点の検討が必要である（中川2023）。

3) 地理学分野における代表的な成果として、池（2006）や西野（2013）があげられる。

4) 都市近接山村における林野の動向に関しては、例えば、藤田（1984）が行なった中部日本を対象とする研究では、地質による地帯区分を軸に論を進めつつ、都市に近接する地域の傾向をも指摘している。その一つは私有林の卓越である。また、70年代後半から、都市近接地域において、住宅・別荘、ゴルフ場への林野の転用が行われている様子も明らかであり、就業面での通勤・工業化に対し、土地利用の上では、宅地化・レジャー用地化が進展しているとしている。また、山本（1992）は、林業とそれを規定する都市との関係から、巨大都市の周辺に位置する林業地域を類型として取り上げており、とりわけ都市近郊林に関しては、林野の「社会的管理」が必要であると主張している。

これらのマクロ、またはメソスケールでの研究から、都市に近接する山村は、高度経済成長期以降、宅地・レジャー用地への林野の転用、工業立地、通勤といった要因によって主な傾向が把握されるといっていいだろう。こうした山村の動向をまとめた岡田（1988）は、高度経済成長期以降の各時期における山村の対応が、今日の山村の多様化をもたらしているとした。すなわち、高度成長下の山村は、「地域社会そのものの存続の危機、外から持ち込まれた資本・賃労働関係の浸透」に特徴があるとし、低成長期にはこの傾向が拡大し、山村がわが国資本主義の蓄積構造の中での低賃金地域としての位置づけを鮮明にする一方で、「村おこし」にみられるような山村再生の萌芽が見られたとする。岡田によれば、現在の山村の動向には「山村が『山村』ではなくなる方向」と『山村』として再構成しようとする方向」があり、両者は、地域資源としての森林資源の利用の方向性とそれに関わる住民生活の共同関係のあり方によって区別される。別の見方をすれば、都市などの外部資本に依存する開発・成長を指向するか、地域内の資源の活用による発展を指向するかによって、山村の性格が決定付けられているといえよう。

大都市権威包摂される山村とは、岡田の言う「山村が『山村』でなくなる方向」を歩んできた典型的な地域と位置づけることができる。よりミクロなスケールでその過程を追求した研究としては、工業化についての岡橋（1978）、吉田（1990）の報告がある。岡橋は、農業発展に関して工業化が与えた影響を否定的に捉えるのに対し、吉田は、早期の工業化による雇用機会創出によって集落が発展してきたとしており、両者の評価は分かれる。しかし、農林業あるいは地域資源の活用という視点から「山村」の発展を考える場合には、工業化に対する評価は慎重にならざるを得ないであろう。

5) 山村の定義については、従来から様々な議論があるが、現代の山村を考える上では、池谷（1989）が示したように、変化しつつある「かつての山村」まで含めて考察する必要がある。山村を規定するものとしての林野の存在の重要性は現

在でも、また今後も変わりはないであろう。そこで、ここでは主に土地利用を重視した。1990年林業センサスによれば、上石津町の林野率は87%であり、多良地区は88%である。一方、耕地率は町全体で6%と低い。多良地区が木炭生産に強く依存していたことを考え合わせれば、かつては、従来の山村の定義に適合した地域であったといえる。現在は林業的利用が衰退してきていることが高度経済成長期以降の山村の大きな変化の一つであり、それが最も典型的に進行した大都市圏周辺山村の事例として、上石津町多良地区を取り上げる。

- 6) 岐阜県記録課（1885）に記載された私有林の用途を見ると、一之瀬地区・牧田地区の村落では、用材・薪のみであるのに対し、多良地区・時地区では、炭もしくは薪炭としての利用が広範にみられる。岐阜県山林会（1984）によると、一之瀬地区では「十数年前より」商品としての木炭生産が始められたこと、多良では年間二十五万貫内至三十万貫の木炭が製造され、品質もよく「多良炭」として声価を得ていたこと、時地区の木炭生産はほとんど時山で行われており、生産高は年間二十万貫ほどであったことが記されている。戦後、昭和28年より林野庁が行った山村経済実態調査の名古屋市を中心とする木炭流通機構に関する報告書でも、木炭生産量の多い地域として、多良地区・時地区が挙げられている。（岐阜県山林会（1984）、安藤（1956）また、聞き取りによれば、多良地区・時地区では、昭和30年代前半まで、各集落の8割ぐらいの世帯が炭焼きを行っていた。

他に、昭和初期までは養蚕も重要な生業であった。例えば、昭和4年当時の多良地区の農家64戸の内、副業として養蚕業を営むもの492戸、林業440戸であった。多良地区全体における生産高としては、春蚕、秋冬蚕あわせて年産26,652円、木炭72,406円であった（多良小学校調べ）。
- 7) 牧田地区にある関ヶ原カントリークラブは昭和49年に、養老カントリークラブは昭和51年に町外の民間資本によって新設された。「緑の村」は、昭和54年からの農業構造改善事業および昭和56年度からの山村若者定住整備モデル事業の適用をうけて、緑の村公社および町内農林家によって組織された生産組合によって運営・整備されてきた。
- 8) なお1960年のセンサスによれば、上石津町における山林面積は約3,539町、その内、慣行共有山林面積は2,864町となっており、山林8割以上が慣行的な所有・利用の元にあった。個人割山、公団造林の進展によって、現在のような林野所有に変化してきたと考えられる。
- 9) 財産区や林野慣行の基盤となる入会林野に関しては、様々な学問分野において膨大な研究が行われ、今日ではその基礎構造について一定の解明がなされたとされている（藤田、1977）。さらに、資源の利用・管理・保全の側面から、入会林野研究の今日的意義が提起されている（船越、1990）。
- 10) 本稿では、明治8年に成立した村の範囲を「旧・・・村」とした。この地域範囲は、いわゆる藩政村とは必ずしも一致しないものの、明治期以降においては林野や水利管理・利用の基本的な地域単位になっている。また、少なくとも近代以降の対象地域における社会経済変動は、この地域単位を軸とした空間的な再編成に関わっており、「基礎的な地域単位」（水津、1964）として考えることができる。したがって、以下、本稿では高度経済成長期以前までは、このような旧村内の住民によって組織された林野管理などの機能を持った組織に対して「村落」の語を用いることにする。一方、「多良地区」のように用いる地区とは、明治30年以降昭和30年までの行政村の範囲をさす。上石津町では、昭和31年に条例によって財産区が設定されたが、多良地区では村落毎に財産区が設定されたのに対し、多良地区以外では、地区を単位として財産区が設定されているおり、財産区が必ずしも村落に該当するというわけではない（小栗宏1983及び注28）参照）。
- 11) 農民による山林原野の入会利用の起源については、古島の近世中期説が知られるが、ここでは（上石津町史p.246）にしたがう。
- 12) 村持のものを「村扣（ムラヒカエ）」と呼び、その内、個人による植林がなされた箇所は「扣山（ヒカエヤマ）」と呼んで区別した。「扣山」は、個人所有林の萌芽的形態と考えられ、集落周辺の林野で展開した。
- 13) 徳川家による山林保護政策により、一之瀬以東の木炭生産が禁じられていた（上石津町史、p.267）。
- 14) 村の共有山の中には、領主による伐採規制をうける小面積の堰林があった他は強い規制はなく、岐阜縣（1881）に「伐採跡ノ松ノ小苗木自然ニ生茂スルヲ以テ別ニ栽植ノ勞ナシトス」とあるように、伐採後は天然更新であった。
- 15) また、近世期には、京都、名古屋へ良質な木炭が出荷されていた（上石津町史p.661-663.）。
- 16) 岐阜県統計書によれば、上石津町（当時は郡で養老町の一部を含む）の薪炭林伐採量は、明治16年に、49,665本だったのが、明治18年には、3,040,111本となり、明治26年には3,660,123本となる。この値は、武儀郡、恵那郡に次ぐものであった。
- 17) 多良地区では、旧三ツ里村も主要な産地であった。また、白炭も旧奥村、旧前ヶ瀬村で生産されていた。前掲5) 岐阜県山林（1989）の記述参照。
- 18) 昭和9年岐阜県林業報告では、多良木炭業組合の組合員数は425名となっている。これは、当時の多良地区の世帯数のおよそ6割にあたる。
- 19) 岐阜県記録課（1885）によれば、官有地は旧上鍛冶屋村と旧奥村にそれぞれ8畝26歩、4畝11歩が記載されているのみである。記名共有地の分割は、旧前ヶ瀬村における佐谷山（林郁氏所蔵文書）、宮祢宜上財産区に加龍谷（聞き取りによる）などが大きなものである。
- 20) 慶長6年に、高木家が多良に入郷する際、在郷の阿部右近から預かったものと伝えられている。小林・福島・北条（1969）によれば、藩政時代には高木家の所領であり、明治8年奥ほか4ヶ村が買い受けたとされる。さらに明治42年に、下多良、上鍛冶屋、祢宜上、谷畑の下4ヶ村も権利を買い請け、共同で入札利用してきたが、4ヶ村が管理する書類の中に明治12年7月の入札書類があり、明治42年以前から利用は始められていたと考えられる。
- 21) 牧田地区は町村合併が早くから進行し、行政単位としての地区の機能が強かったため、また、一之瀬地区では、近世期

## 大都市圏近接山村の集団的所有林野の管理について

の桑原権之助の行った植林策が地区を単位としていたため、公有化に対する抵抗が比較的小さかった。一方、時地区では、時山の部落有林の3分の2が時地区（旧時山村と時村が合併、明治30年に成立した時村）の村有林に提供され、残りを個人分割し、部落有林は解体された。個人分割が行われた背景には、個人竈を主体とした旧時山村における木炭生産の形態が存在していると思われる。これらに対し、多良地区においては、村落毎に植林計画が実施されており、さらに、先に述べた幾利山に関する村落間の権利関係の差異が存在し、現在の地区（当時の行政村）単位での部落有林の統合がなされなかったと考えられる。

- 22) 多良地区以外の財産区では、町の条例によって定められた財産区委員会が設置され、委員長を町長が指名することとされ、委員長は町長と相談の上、運営の方向を委員長が指名する委員と協議して決定する。それに対し、多良地区における財産区では、後述のように財産区議会が設置され、財産区の居住者による選挙によって選ばれた議員の互選によって議長が決定されるため、基本的に住民の意志が反映される。
- 23) 「村落の土地管理機能」については、例えば、川本（1972）は、村落の土地一般に「総有的な」土地所有が存在している。それに対し、「奥山に対しては、村落の伝統的土地管理機能が存在していた」とする者もあるが（渡辺、1981）、いづれにしても林野に対する村落の伝統的土地管理機能は、少なくとも過去には存在していたと考えられている。
- 24) 入会地を権利者個人へ分割し、利用させる割山慣行については、「土地の管理・処分権は依然として入会集団の手中にあり、その団体的規制のわく内においてのみ個人の利用権が認められるに過ぎない」（石井ほか、1969）とされ、法的には、必ずしも入会権の解体を示すものではないと解されている。多良地区では、後述のように割山の目的が立木保護にあったと考えられ、個人の権限の拡大のみでなく村落の土地管理にも目的があったといえる。
- 25) 明治44年の旧上多良村の規定では、割山一戸分につき年間20銭の使用料を納めることが定められているほか、割当外の箇所が競争入札により、利用されることもあった。旧奥村、旧称宜上村、旧下多良村でも同様の慣行があった。また、幾利山に権利を有していた村落や久津羅木山を有する旧下多良村では、入札利用によって大きな収入を得ていた。例えば、昭和22年の旧奥村における入札では、約164,660円の収益が得られていたと報告されている（奥財産区所蔵文書）。
- 26) 立木の販売規制に関する記述は、戦前までは比較的多く存在したが、最近は見られなくなった。旧下多良村では、昭和16年、昭和22年に村落の外への販売が自由になっており（下多良財産区所蔵文書）、他の財産区においても規制は消滅していったと推測される。
- 27) 昭和6年には、「一人八十銭ナルヲ…」（称宜上財産区所蔵文書）という出不足に関する記述がみられる。
- 28) 原田（1969）は、永代割を個人登記への過渡的形態と見なしている。旧上多良村の例もこのことを支持するものといえるが、実際には個人登記へは至っていない。これに対し、清水（1975）は、「入会共同体の意志を反映している規範」としての「慣習」が存在する限り、入会権は存在するとした。ここでいう「慣習」が、先に述べた「村落の土地管理機能」の表れだと考えられる。
- 29) 地方自治法では、財産区は特別地方公共団体と規定されている。しかし、渡辺（1971）によれば、明治の町村制施行の中で下で形成され、戦後の地方自治法により財産区の名称が与えられた「旧財産区」と戦後の町村合併の過程で設置された「新財産区」とでは性格が異なり、前者は藩政村またはそれに近い範囲を単位とした、村落に近い性格をもったものである。多良地区の財産区は、いずれも前者に属する。
- 30) 集落全体の組織としては他に「広報会」がある。「広報会」は、基本的には行政の末端組織として機能し、事務事項の連絡などを中心に行っているが、祭りなどの伝統的な行事の実行主体ともなり、かつての村落の機能を継承するといえる。ただし、財産区とは範囲が異なる場合も若干ある（第4図参照）。
- 31) 財産区が、財産運用によって、地域社会の財政的基盤となっている事例は、すでに池（1986）、池・木下（1989）、八百（1988）などの報告がある。
- 32) 下多良財産区などの一部に、木炭生産を続けている家もあるが、林産物を得る目的で行われる活動はほとんど皆無であり、土地転用の際の立木補償による収益を除けば、高度経済成長期以降に立木伐採・販売によって収益を納めた例はない。
- 33) 旧奥村では、分家に対する林野利用権の分与が、一代にひとつの分家に限られ、財産区議会議員の選挙も林野利用権のある世帯の世帯主だけとなっているなど、伝統的村落規制の名残が色濃くみられる。
- 34) 森林組合の資料によれば、平成3年度に上津町森林組合を通じた他町村の森林組合への林野管理業務の作業委託は、のべ3,300人（実数10人）に上った。
- 35) 奥財産区におけるゴルフ場造成にともなう補償は、昭和61年に行われた砂防工事にともなう補償に準ずる形で行われた。すなわち、立木補償は、立木の所有者に、土地補償は、地上権者3割、奥財産区（記録では「部落」となっている）7割の割合で配分したのである（奥財産区所蔵文書）。
- 36) さらに、平成3年度の財産区予算では、賃貸収入が見込まれていた。こうした収益に対して、町は条例によって財産区基金を設けている。
- 37) 例えば、熊崎（1988）は、都市圏周辺の林野は公的な所有に移らざるを得ないとする。

安藤萬寿男（1956）：産地市場の概要、『山村経済実態調査書—木炭流通機構篇第3号—』、p.17.

池俊介（1986）：長野県蓼科における入会林野利用の変容、地理学評論59、131-135.

池俊介（2006）：『村落共有空間の観光的利用』風間書房.

池俊介・木下裕江（1989）：山梨県清里高原における観光地域の形成、静岡大学教育学部研究報告（人文・社会科学編）、40、39-63.

- 池谷和信 (1989) : 東北地方の山村を対象にした研究の動向と東北山村史. 山村研究年報、10、12-33.
- 石井良助・川島武宜・渡辺洋一 (1969) : 山中部落 (山梨県) の入会地. 法学協会雑誌、86- 1.
- 泉瑠維・齋藤暖生・浅井美香・山下詠子 (2011) : 『commonsと地方自治—財産区の過去・現在・未来』 J-Fic.
- 小栗宏 (1983) 『日本の村落構造』 大明堂、p.248.
- 岡田秀二 (1988) : 現代日本の山村. 林業経済、477、7-17.
- 岡橋秀典 (1978) : 工業化地域周辺山村における農業の変貌と農民層の動向—愛知県三河山間地域の場合—. 人文地理、30、97-116.
- 川本彰 (1972) : 『日本農村の論理』 龍溪舎、p.249.
- 熊崎実 (1988) : 森林政策の新しい視座を求めて. 林業経済、478、2-4.
- 国土庁計画・調整局 (1990) : 『山村地域における新しい国土管理システムの構築に向けて—国土管理研究会山村等分科会中間取りまとめ』 1-2、p.124.
- 清水和邦 (1975) : 林野入会における分割利用の習慣について. 徳川林政史研究所昭和50年度紀要、154-173.
- 水津一朗 (1964) : 『社会地理学の基本問題—地域科学への試論—』 大明堂、p.248.
- 全米研究評議会編 (2012) : 『commonsのドラマ 持続可能な資源管理の15年』 知泉書館.
- 中川秀一 (1993) : 大都市圏近接山村における林野管理について. 林業経済研究、123、90-94.
- 中川秀一 (1995) : 愛知県藤岡町における入会林野の再編成と機能変化. 人文地理47 (1) 46-65.
- 中川秀一 (2012) : グローバル化と地域森林管理. 中藤康俊・松原宏編『現代日本の資源問題』 所収、47-73.
- 中川秀一 (2021) : 農村空間の商品化からcommonsの再創造への『田園回帰』. 筒井一伸編著『田園回帰がひらく新しい都市農山村関係—現場から理論まで』 所収157-179.
- 中川秀一 (2023) : 日本におけるcommons論に関する文献の整理—多様な展開の理解のための覚え書き—、法政理論 (新潟大学) 55 (4)、92-110.
- 中川秀一 (2023) : コミュニティ政策とRMO—山崎仁朗編著「日本コミュニティ政策の検証」を読み直す、小島泰雄編著『地域運営組織と農村変化』 (刊行予定) 所収.
- 中田実 (2020) : 『住民自治と地域共同管理』 東信堂、p.292.
- 中野為七編 (1935) : 『教育上ヨリ見タル農村基本調査』 多良尋常高等小学校.
- 西野寿章 (2013) : 『山村における事業展開と共有林の機能』 原書房.
- 原田敏丸 (1969) : 『近世入会制度解体過程の研究』 塙書房、p.456.
- 藤田佳久 (1977) : 入会林野と林野所有をめぐる、—土地所有から土地利用への展望—. 人文地理29- 1. 54-95.
- 藤田佳久 (1984) : 中部日本における林野の特性と林野利用の地域構成. 愛知大学地理学研究報告、4. 85-115.
- 藤田佳久 (1986) : 環境保全と「新過疎時代」への対応. 平和経済計画会議・経済白書委員会編『国民の経済白書—日本型ニューディールの提唱—』 140-154.
- 藤田佳久 (1988) : 森林、林業と「社会的空白地域」. 地理科学、43、141-146.
- 藤田佳久・渋谷直幸 (1981) : 兵庫県丹波地域における入会林野の展開と再編成. 歴史地理学紀要、23、159-190.
- 船越昭治 (1990) : 入会林野の今日的課題—特に政策問題としての視点から—. 林業経済、497、2- 4.
- 光岡浩二 (1988) : 山村人口の構成変化と特性—愛知 県の場合—. 名城商学、37、133-196.
- 室田武・三俣学 (2004) : 『入会林野とcommons—持続可能な共有の森』 日本評論社.
- 八百俊介 (1988) : 福岡県久山町における村落社会の 変容と入会林野の機能. 地理科学、43、51-62.
- 山崎仁朗編 (2014) : 『日本コミュニティ政策の検証—自治体内分権と地域自治に向けて』 東信堂.
- 山元秀一 (1978) : 『上石津町史通史編』、p.969.
- 山本信次 (1992) : 今日の都市近郊林の現状と課題. 林業経済研究、80-84.
- 吉田容子 (1990) : 山村における経済基盤と就業構造の変容—愛知県稲武町の事例—. 経済地理学年報、36、40-60.
- 渡辺兵力 (1981) : 土地利用秩序と土地管理機能. 研究通信 (村落社会研究会)、141、2-6.
- 渡辺洋三編著 (1971) : 『入会と財産区』 頤草書房、p.408.
- 岐阜縣 (1881) : 『濃飛両国旧幕府郡代所旧藩山林制度取調書』 (岐阜県立図書館所蔵写本)、p.182.
- 岐阜縣山林会 (1984) : 『大正三年岐阜縣林産物一般』 復刻版. 岐阜県郷土史料研究協議会、p.169-179.
- 岐阜県記録課 (1885) : 『明治十四年上石津郡各村略史』、p.202.
- 小林巳智次・福島正夫・北条浩編 (1969) : 『昭和5年 全国山林原野入会慣行調査資料第二巻』、p.581.
- 林野庁林政部調査課 (1956) : 『山村経済実態調査書—木炭流通機構篇第3号—』、p.196.
- Hardin, Garrett (1968) : "The Tragedy of the Commons," Science 162:1243-1248.
- Ostrom, Elinor (1990) : Governing the Commons : The Evolution of Institutions for Collective Action : Cambridge University Press.